

八幡平市商工会報

第52号 (平成26年6月号)

発行年月日 平成26年6月20日
編集・発行 八幡平市商工会
発行責任者 会長 高橋富一
〒028-7111
八幡平市大更 35-63-85
TEL:0195-76-2040

岩手県商工会連合会会長表彰受賞

商工会役員功労者 理事 遠藤 忠志 様
青年部役員功労者 前青年部長 齋藤 学 様



この度、理事の遠藤忠志さんと前青年部長の齋藤学さんが、商工会制度の普及発展並びに組織強化にそれぞれ寄与した功績が顕著であったとして、岩手県商工会連合会会長表彰を受賞されました。

おめでとうございます。

通常総会を開催

平成26年度通常総会は、5月23日、新安比温泉静流閣において会員371人（本人出席75人、委任状による代理出席296人）が出席し、田村正彦市長はじめ、杉原永康盛岡広域振興局長（松川経営企画部長代理）、工藤勝博県議会議員、工藤直道市議会議長ら来賓多数のご臨席をいただき開催しました。

議事に先立ち、高橋会長が「平成25年度は“会員企業の繁栄・発展を支援し、会員から必要とされる組織” “地域・行政から必要とされる組織”という二つの使命を果たすため、巡回指導の強化を図り、経営革新等地域商工業の経営基盤の充実に努めた。

また、プレミアム商品券が広く市民に浸透し三期連続で2億5千万円を超える販売額となり地元購買力の流出防止に寄与することができた。平成26年度においても会員企業への巡回訪問を強化し、適時適切な相談支援、商店街活性化事業、プレミアム商品券の発行など広範な事業を進めていきたい」と挨拶しました。

来賓の祝辞に続き、(株)村木商店の村木洋志氏を議長に選出し議事に入り、提出議案を審議いただきましたが、いずれも原案のとおり承認可決されました。議案の内容につきましては、先に会員の皆様にお届けしました総会資料のとおりです。

総会後の懇親会では、来賓の方々とともに、会員の皆様相互の親睦と交流を深められ、盛会裏のうちに終了しました。



商工会の日記念事業「花いっぱい運動」

「商工会の日」の6月10日、平笠のサラダファームにおいて、商工会女性部員20名の参加により、花いっぱい運動の一環として花の寄せ植え作りを行いました。

参加した部員は、市役所等公共施設に設置するプランターにベゴニアの苗を植えたり、店舗を飾るために持ち寄った鉢には、色とりどりに花々の苗を寄せ植えしました。



すくすく育ちますように!!



綺麗に寄せ植えした花々を前にニコリ記念撮影 ☆

小型移動式クレーン運転技能講習



実技講習を受ける受講者

6月10日～12日、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所のご協力のもと、八幡平市建設協同組合との共催で小型移動式クレーン運転技能講習（講習会）を開催いたしました。

本講習会は、小型移動式クレーンを使用して作業に従事する者を対象に安全知識の習得を行うとともに、雨天の最終日は実技の講習終了後、修了試験が実施され、修了者37人（23事業所）に修了証が



大更商店街活性化事業

「第26回大更ガーデンフェスティバル」

今年で26回目となる「大更ガーデンフェスティバル」が7月12日（土）午前11時から大更「フーガの広場」で開催されます。

当日は、三浦わたる歌謡ショーやちびっこカラオケ大会、郷土芸能、お楽しみ抽選会、縁日やビヤガーデンなどのイベントが盛りだくさん、お楽しみがいっぱいです。

第9回八幡平市夏まつりへの出店者募集

今年の夏まつりの出店者を募集します。出店希望の方は、所定の申込書を八幡平市商工会本所又は支所へご提出ください。

※出店申込書は、商工会本所・支所に用意しています。

- 1 出店期日 平成26年8月15日（金）
- 2 出店場所 八幡平市松尾総合運動公園（アリーナまつお隣）
- 3 出店料 1小間 約1.8m 2,000円
- 4 出店条件
 - ・八幡平市商工会員もしくは出店者自身の居住地が八幡平市内であること。
 - ・名義貸しによる出店は不可（出店審査あり）。
 - ・保健所等の許認可が必要な業種については、各自で申請手続きをすること。
 - ・警察による出店審査あり。
 - ・備品関係一切は、各自で準備すること。
- 5 申込期限 平成26年7月31日（木）午後4時
- 6 担当者 菊池・目黒（TEL0195-76-2040）

新会員のお知らせ

～3月26日開催の理事会において、次の10事業所が承認され入会しました。～

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ・いわて生協 Belf 八幡平 [西根]（スーパー） | ・たかはし食堂 [西根]（食堂） |
| ・フリーステージ [西根]（自動車販売修理） | ・工藤設備 [西根]（管工事） |
| ・(有)生出精密 [西根]（金型部品製造） | ・トップ産業 [西根]（クレーン作業請負） |
| ・Tamari 窯 [西根]（陶器製造） | ・松尾農材(有) [松尾]（米穀、肥料販売） |
| ・(株)ナックス [西根]（高速SAレストラン） | ・リナハウス [西根]（菓子製造） |

源泉所得税の納付はお早めに！

納期特例分の源泉所得税は、7月10日（木）が納期限ですので、忘れずに金融機関で納付しましょう。

また、納付書は納付税額がない場合であっても、給与等の金額や延べ人数などを記載し税務署に提出しなければなりません。商工会では、源泉税納付個別相談を行っておりますので、必要書類をご持参の上、お早めにご相談ください。

相談日は次のとおりです。

	日	時	会 場
(西根地区)	7月 1日 (火) ～ 10日 (木)	8:30～17:00	商工会館
(松尾地区)	7月 1日 (火) ～ 10日 (木)	8:30～17:00	商工会松尾支所
(安代地区)	7月 7日 (月)	10:00～16:00	商工会安代支所
	7月 8日 (火)	10:00～16:00	田山スポーツ交流館
	7月 9日 (水)	10:00～16:00	商工会安代支所
	7月10日 (木)	10:00～16:00	商工会安代支所

※必要書類 ☞ 平成26年1月～6月までの給料・所得税額・社会保険料額を記入した源泉徴収簿（賃金台帳）

☞ 納税者番号が印字された納付書

給与所得に係る 個人住民税の特別徴収について

□個人住民税とは？

・市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことです。

□個人住民税の特別徴収とは？

・事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引き)し、納入していただく制度です。

・事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

(地方税法第321条の4)

～問い合わせ先 県内各市町村の税務担当課～

『個人住民税は、特別徴収で納めましょう』

(公財)いわて産業振興センターからのお知らせ

◇設備貸与制度◇

(公財)いわて産業振興センターでは、中小企業の方が設備(動産)を導入する手段のひとつとして、設備貸与事業を行っております。

この制度は、中小企業の方が希望する設備をセンターが代わって購入し、センターから割賦で取得するものと、リースで調達するものがあります。

貸与およびリース制度の概要は、次のとおりです。

1 設備貸与(割賦販売)

- ①対象企業 県内に事業所・工場を有する中小企業
- ②金利 年 1.65% (東日本大震災で直接被災した企業は、2年据置で、1.55%)
- ③返済期間 5年～10年
- ④利用限度額 100万円～1億円(税込)

2 リース(ファイナンスリース)

- ①対象企業 県内に事業所を有する小企業者で、原則として、従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)
- ②リース料 5年返済 =月額 1.822% 7年返済 =月額 1.346%
- ③利用限度額 100万円～8,000万円(税込)
- 連帯保証人 法人：代表者1名 個人：不要(平成26年度より)

※当センターでは、設備代金の2分の1以内を無利子で貸し付ける「設備資金貸付制度」も実施しております。(平成26年度終了予定)

詳しくは、(公財)いわて産業振興センター

TEL 019-631-3821 金融担当直通 へお問い合わせください。

◇ファンド事業◇

創業や経営革新、新事業の展開などに対し支援を行い、地域経済の活性化を図ります。

～起業・新事業活動支援事業～

創業・起業や経営の革新に資する中小企業者等の取組みを支援

【対象者】 創業する者・中小企業者・特定非営利活動法人(NPO法人)
農事組合法人等

【助成対象経費】 市場調査・動向調査、新商品・新技術・新役務の開発又は事業化、
販路開拓、人材養成等

①一般枠：起業または新事業に取り組む事業者【助成率】1/2【助成限度額300万円】

②地域資源活用枠(地域資源を活用する事業)【助成率】2/3【助成限度額300万円】

③経営革新枠(経営革新計画の承認を受けた事業)【助成率】3/4

【助成限度額500万円】

④小規模事業者枠(従業員5人以下の事業所で起業または新事業に取り組む事業者)

【助成率】3/4【助成限度額150万円】【助成期間】1年間(継続3年以内(毎年審査))

詳しくは、(公財)いわて産業振興センター

TEL 019-631-3824 産業支援グループ へお問い合わせください。

◇◇◇岩手労働局からのお知らせ◇◇◇

■平成27年3月 新規中・高校卒業予定者の就職に係る推薦・選考開始期日及び文書募集開始時期について

今年度の中学校・高等学校卒業予定者の就職に係る開始時期が示されておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

	推薦開始	選考開始	就業開始
中学校新卒者	H27.1.1以降	H27.1.1以降	H27.4.1以降
高等学校新卒者	H26.9.5以降	H26.9.16以降	H27卒業後

※職業安定所への求人申込は、H26.6.20から開始

■平成26年度岩手県高等学校卒業予定者の就職に係る申し合せについて

岩手県高等学校就職問題検討会議では、平成27年3月新規高等学校卒業予定者の就職に関する取扱いについて、下記のとおり申し合わせております。

- 1 生徒の企業への応募・推薦は、9月中は1人1社とし、10月1日以降は1人2社までの応募・推薦を可能とする
- 2 企業は、生徒の円滑な就職活動に資するため、応募締め切り後速やかに採用選考を実施するとともに、その結果を選考後2週間以内を目途に通知する
- 3 生徒の適切な就業選択や就職後の早期離職の防止に資するため、職場見学を積極的に実施するものとし、企業もその受入に協力する
- 4 企業は卒業式前に実習・研修等これに類似する行為を行おうとする場合は、学校教育の妨げとならないよう特に配慮し実施する
- 5 上記申し合せ事項を実効あるものにするるとともに、生徒が円滑に就業生活へ移行できるよう関係機関の連携を強化する

■設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について

労働災害の全国統計では、産業現場で使用される機械による労働災害が、全労働災害の4分の1を占めており、機械に挟まれ・巻き込まれる等による重篤な災害は後を絶たない状況にあります。

これら機械最愛を一層減少させるため、設計技術者や生産技術管理者に対する機械安全に係る教育を徹底するため、今般、当該教育の実施要領が定められました。

詳しくは、岩手労働局までお問い合わせください。

岩手労働局 TEL 019-604-2530